

## 臨港地区内の構築物の規制について

名古屋港の臨港地区においては、「名古屋港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」〔昭和40年11月27日条例第9号、昭和41年1月1日施行〕によりそれぞれの分区の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止しています。

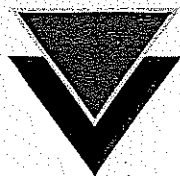
### 臨港地区とは

「臨港地区」は、都市計画法に基づいて指定された、港湾の管理運営を円滑に行うために必要な地区です。このため、港湾の多様な機能に応じて目的別に商港区等の分区を指定し、各分区における構築物を規制しています。

### 分区とは

この臨港地区の区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるために、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止する必要があります。

このため、名古屋港では、港湾法に基づいて5つの分区を指定しています。



分 区	主 な 目 的
商 港 区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
工 業 港 区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量バラ積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
保 安 港 区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

# 構築物の規制一覧

平成16年11月17日改正

用途	構築物	商港区	工業港区	特殊物資港区	保安港区	修景厚生港区	
港湾法第2条第5項に掲げる港湾施設	第2号 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○	○	
	第3号 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場	○	○	○	○	○	
	第4号 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○	
	第5号 航行補助施設 航路標識並びに船舶の出入港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○	
	第6号 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○	○	○		
	第7号 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○		○		○	
	第8号 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	○ <small>(除:危険物置場・貯油施設・セメントサイロ)</small>	○		○ <small>(除:食糧サイロ)</small>	○	
	第8号の2 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設、船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	○	○		
	第9号 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○		
	第9号の3 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○	
	第10号 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○	
	第10号の2 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設	○	○	○	○	○	
	第12号 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○	○			
港湾の流通機能の高度化を図るための施設	トラクターミナル	○	○				
	中央卸売市場	○					
	荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設 原料又は製品の一部の輸送を海上輸送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場に附属する卸売展示施設、流通加工施設及び研究施設並びにこれらの附帯施設	○	○				
港湾の利用の高度化を図るための施設	情報処理施設、電気通信施設その他管理者の指定するこれらに類する施設	○	○	○	○	○	
港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための施設	会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設	○				○	
	図書館、博物館、水族館、公会堂、展望施設その他管理者が指定するこれらに類する施設	○				○	
港湾関係者の利便性の向上を図るための施設	日用品の販売を主たる目的とする店舗 (床面積の合計が200㎡以内のものに限る)	○	○	○			
	店舗(風営法第2条の営業の用途に供するものを除く)	○				○	
	飲食店(風営法第2条第1項の営業の用途に供するものを除く) その他管理者が指定する便益施設	○	○	○		○	
	旅館及びホテル(風営法第2条第6項第4号の営業の用途に供するものを除く)、船用品販売店その他管理者が指定する便益施設	○				○	
	郵便局、銀行及び保険業の店舗	○	○	○		○	
事務所	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他管理者が指定する事業を行う者の事務所	○		○			
	給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所				○		
	税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安官署、検疫所、入国管理事務所、警察署、消防署その他管理者が指定する官公署の事務所	○	○	○		○ <small>(警察署、消防署等に設ける)</small>	
工場	原料又は製品の一部の輸送を海上輸送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設		○				
リサイクル社会の形成を図るための施設	廃棄物又はリサイクル製品の一部の輸送を海上輸送に依存する廃棄物並びに名古屋港臨港地区及び港湾区域内で発生した廃棄物の処理施設(最終処分場を除く)		○	○	○		
危険防止施設	消火施設その他の危険防止施設				○		

備考 名古屋港臨港地区内では、港湾活動と関係のある構築物のみ建設することができます。それぞれの区分の目的にあわない構築物の建設や用途の変更を禁止しています。「風営法」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)のことをいいます。「○」のある構築物は基本的に建設可能ですが、港湾計画に支障があるなどの理由により建設できない場合があります。

○	建設可能な構築物
○	平成16年の条例改正により建設可能になったもの

# 名古屋港臨港地区内分区図

凡 例

- 商港区
- 工業港区
- 特殊物資港区
- 保安港区
- 修景厚生港区
- 分区指定なし

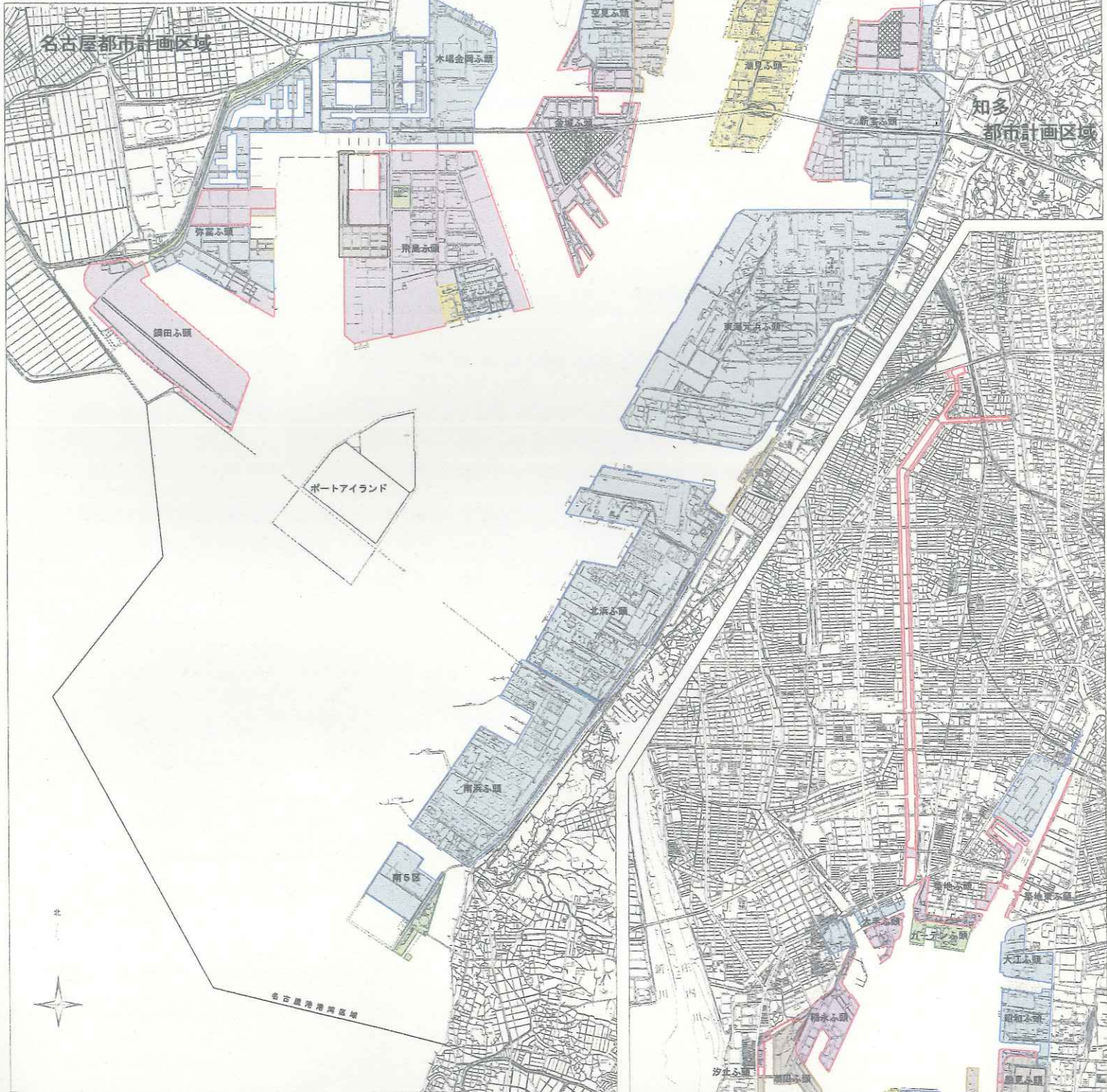
0 1000 2000 3000 4000m

1:75,000

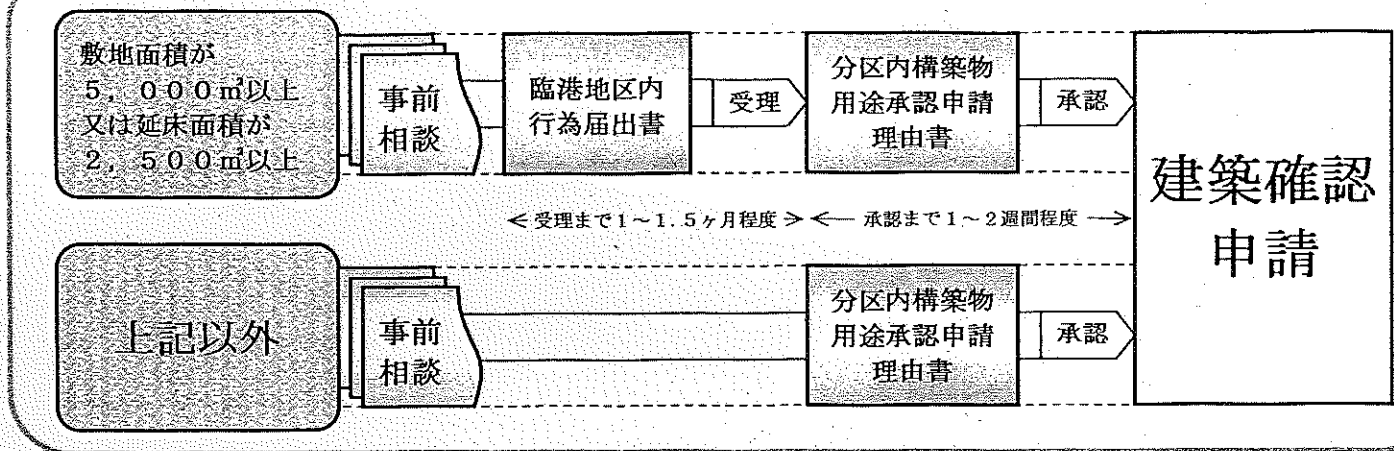
平成26年12月15日告示

再生紙(古紙配合率100%)を使用しています。

MEMAP利用



## 建築確認申請を提出するまでの手続きの流れ



- ※建設計画について事前相談を経てからの届出及び申請をお願いしています。
- ※届出は、港湾法第38条の2により『工事の開始の日の60日前まで』に必要になります。
- ※各種申請様式は名古屋港管理組合のWEBページよりダウンロードできます。
- ※処理期間は届出、申請内容により異なるため、目安となる標準的な期間を表記しています。

## 構築物建設に関連するその他の手続き等について

- 構築物建設許可申請**・・・港湾隣接地域において構築物を建設する際に必要な申請です。
- 水域占用許可申請**・・・港湾区域内での水域を占用する際に必要な申請です。
- 港湾環境整備負担金**・・・臨港地区(陸域)及び港湾区域(水域)の事業場の合計面積が1万㎡以上となる場合には負担金が発生します。  
→詳しくは港営課庶務係まで Tel.(052)-654-7873
- 名古屋港景観基本計画**・・・名古屋港の景観形成への協力願いです。景観アドバイザーによる相談も受け付けています。
- 名古屋港カラー計画**・・・景観基本計画に基づいた臨港地区内の構築物の配色に関する協力願いです。  
→景観基本計画・カラー計画については企画調整室環境担当まで Tel.(052)-654-7856

お問い合わせ・・・名古屋港管理組合 港営部 港営課 規制係 まで

住 所 〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号  
T E L (052)654-7905(直通) F A X (052)654-7829  
ホームページアドレス <http://www.port-of-nagoya.jp/>